

渡航先： アメリカ

ご旅行に際しご確認・手続き等が必要な項目 ※各詳細情報は 次頁以降でご確認ください

パスポート（帰国時まで有効なもの。入国時90日以上が望ましい）を必ずご持参ください。

日本国籍以外の方の残存有効期間はご自身でご確認願います。

チェック一覧（出入国に際しご用意が必要な書類・手続き等）		チェック欄
【米国入国用】日本出国前の航空会社チェックインカウンターで確認が実施されている事項		
①	ESTA（電子渡航認証システム）の申請・有効期限の確認	
【カナダ国内にて乗継ぎがある場合】日本出国前の航空会社チェックインカウンターで確認が実施されている事項		
②	eTA（電子渡航認証）の申請・有効期限の確認	
渡航にあたり事前にご確認・手続きが必要な事項		
③	渡航先の危険情報・感染症危険情報の確認	
④	たびレジの登録	
⑤	海外旅行保険加入（新型コロナウイルス感染症に対する十分な補償が組み込まれたもの推奨）	
⑥	関係省庁、政府観光局、航空会社からお客様へのご案内	
【日本ご帰国／入国用】		
日本入国時の検疫手続きの際に確認が実施されている事項		
⑦	Visit Japan Web サービスの登録（推奨）	

I. 米国への渡航に際し、必要な手続き・確認事項など

① ESTA（電子渡航認証システム）の申請・有効期限の確認

90日以内の観光旅行についてはビザの取得は不要（注）ですがESTA(エスタ)申請は義務化されています。

有効期間はESTA(エスタ)渡航認証日から2年間有効です。ESTA有効期間中にパスポートが変わる場合は新たにESTAの取得が必要です。少なくとも渡米日の72時間以上前にESTAの申請をすることを強くお勧めします。

（注）2011年3月以降にイラン、イラク、スーダン、シリア、ソマリア、イエメン、リビア、北朝鮮に渡航または滞在したことがある方はESTA取得ができません。アメリカVISAの取得が必要です。また、2021年1月キューバがテロ支援国家に指定されました。それに伴い、キューバに渡航または滞在したことがある方はESTAでは十分ではなく、アメリカVISAの取得が必要となります。

※ESTA承認完了後であっても承認取り消しとなる場合がございます。

※ESTAをご自身で取得される場合は、ご出発日直前にESTAのサイトにて最新の状況をご確認ください。また、ご出発日当日は申請番号の控えをご持参いただくことを推奨いたします。

II. カナダ国内にて乗継ぎ、アメリカに入国する場合の必要な手続き・確認事項など

② eTA（電子渡航認証）の申請・有効期限の確認

eTA（電子渡航認証）は、カナダ入国ビザが必要でない外国籍の旅行者が空路でカナダに入国する場合（トランジットも含む）に必要なものです。eTAはパスポートに電子的にリンクされ、有効期間は最長5年間ですが、パスポートの有効期限がそれ以前の場合は、パスポートの有効期限まで有効です。eTA有効期間中にパスポートが変わる場合は新たにeTAの取得が必要です。

※カナダ国内にて乗継ぎ、アメリカに入国する場合、アメリカESTAとカナダeTA両方の取得が必要です。

例) エア・カナダにてカナダ・トロント乗継ぎ、ニューヨーク行きなど

③ 渡航先の危険情報・感染症危険情報の確認

■外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

■各国・地域の入国制限措置・行動規制(外務省)：https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

④ たびレジの登録

外務省から最新の安全情報を日本語で受信できる海外安全情報無料配信サービス「たびレジ」にご登録ください。

■外務省 HP：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.htm>

⑤ (推奨) 海外旅行保険への加入

新型コロナウイルス感染症に対する十分な補償が組み込まれた海外旅行保険へのご加入を強くお勧めします。

Ⅲ. 日本への帰国に際し、必要な手続き・確認事項など

日本時間令和 5 年 4 月 29 日午前 0 時以降に日本に到着する航空機に搭乗する場合には、有効なワクチン証明書又は出国前検査証明書の提示は不要となります。但し、海外で新たな感染症が発生した場合には、必要により日本入国時の検疫措置が強化されることがあります。

2023 年 5 月 1 日現在、海外から帰国・入国する場合、検疫所による入国時検査は実施されず(※)、入国後の自宅待機も求められません(2022 年 10 月 11 日 0 時より適用の水際対策強化に係る新たな措置(34))。

※日本入国時の水際対策に係る措置は更新される場合があります。かならずご自身で最新情報をご確認ください。

⑦ (推奨) Visit Japan Web サービスの登録

入国手続き「検疫」→「入国審査」→「税関申告」をウェブで行うことができるサービスです。

事前に登録することで、日本帰国時の審査や提出を省略することができます。

■日本へ帰国・入国するみなさまへ：<https://www.hco.mhlw.go.jp/> (厚生労働省)

■「Visit Japan Web サービス」について：<https://vjwt-lp.digital.go.jp/> (デジタル庁)

■水際対策に係わる措置：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html (厚生労働省)

Ⅳ. 旅行中の感染防止策について

マスク着用：マスク着用は、お客様のご判断に委ねます。ただし、各施設や交通機関等から着用を求められる場合は、着用していただく場合があります。

⑥ (案内) 関係省庁からお客様へのご案内

【関係省庁】

■外務省／海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

■外務省／各国・地域の入国制限措置・行動規制(外務省)：https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

■厚生労働省／水際対策に係わる措置：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

※本書面に記載した注意事項を充分にご確認いただいたうえでお申し込みください。

当社の関与できない事由によりトラブルが生じた場合、当社は責任を負いかねます。

※出入国に伴う情報は頻繁に変更されています。最新情報は必ずご自身でご確認ください。

※海外旅行保険(新型コロナウイルスによる疾病を含む海外旅行中の医療費を全額カバーする保険)のご加入をお勧めします。

※下記は短期観光渡航用の情報となります。業務渡航・長期滞在(留学等)は異なります。